

資料 6

ちなみに、わが国では、植物状態患者は遷延性高度意識障害患者ともよばれ、日本神経外科学会会員有志14名よりなる植物状態患者研究協議会によって採択された定義は、次のとおりである。「useful lifeを送っていた人が脳損傷を受けた後に以下に述べる6項目を満たすような状態に陥り、種々の治療に頑強に抵抗し、ほとんど改善がみられないまま満3ヶ月以上経過したもの」で、その6項目とは「1 自力移動不可能、2 自力摂食不可能、3 尿尿失禁状態にある、4 たとえ声は出しても、意味のある発語は不可能、5 『眼をあけ』『手を握れ』等の簡単な命令にはかろうじて応ずることもあるが、それ以上の意思疎通が不可能、6 眼球はかろうじて物を追っても認識はできない」とされている。(鈴木二郎＝児玉南海雄「我が国脳神経外科における植物状態患者の実態」『日本医事新報』2621号18－19頁)